

歴木保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	大牟田市社会福祉協議会
所 在 地	大牟田市瓦町9番地3
電 話 番 号	0944-57-2519
代表者氏名	会長 大塚 力久

2 施設の概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	大牟田市社会福祉協議会 歴木保育所
施 設 の 所 在 地	大牟田市歴木824番地1
連 絡 先	電話番号 0944-52-7511 FAX 0944-32-8484
施 設 長	小柳 和弘
利 用 定 員	満3歳以上の児童 60人 満1歳以上満3歳未満の児童 29人 満1歳未満の児童 11人 計100人
開 設 年 月 日	平成24年4月1日
嘱 託 医	内科・小児科 : 和田小児科内科医院 歯科医院 : はる歯科医院

3 サービスの目的・運営方針

歴木保育所（以下「当園」という。）は、保育を必要とする園児を日々受け入れ、保育を行うことを目的とし、以下のような子どもを育てます。

- ・自然の中で心と体を使って、思いきり遊ぶ子ども
- ・集中力、やる気、創造力を持ち、意欲的に何でも取り組む子ども
- ・仲間を大切にして、仲間の中で育ち合う子ども
- ・地域に親しみながら郷土を愛する感性を大切にする子ども
- ・食べ物大切さを分かり、食べる事の楽しさを共感できる子ども

4 職員の設置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	25	17	8	
栄養士	2	2		
調理員	2		2	
事務職員	1	1		

当園では、「大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月26日条例第15号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、職種の職員を配置しています。

5 保育を提供する日、及び提供する時間

保育を提供する時間は、保育の必要量に応じて下に示す時間の範囲内で、保育を必要とする時間となります。

保育標準時間認定に係る保育時間

開所日	月曜日～土曜日まで
開所時間	7:15～19:30
保育標準時間（11時間）	7:30～18:30
・早朝保育	7:15～ 7:30
・延長保育	18:30～19:30
保育短時間（8時間）	8:30～16:30
・延長保育	16:30～18:30
休所日	日・祝日・年末年始

6 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
日本スポーツ振興センター	保護者の同意書が必要です	年額 210円
給食費	3、4、5歳児の主食費・副食費	月額 主食費 1300円 副食費 4700円を 月毎に徴収
延長保育料	認定された保育時間を越えて保育を受けた場合	標準時間 200円/時間 (2人目以降 100円/時間) ※早朝保育 100円/回 (2人目以降 50円/回) 短時間 100円/時間 (2人目以降 50円/時間)

7 給食について

乳幼児が生涯にわたって健康で質の高い生活を送るために、基本的な「食を営む力」の育成に向け、楽しく食べる子どもに成長していくことを目標とします。

また、食材は無農薬を目指した有機野菜作りに取り組んでいる農家と連携して、旬の安全な食材を使った給食の提供に努めます。

アレルギーへの対応

除去食などの対応をしています。

かかりつけ医師からの指示書と検査表が必要です

8 利用の開始に関する事項

当園は市町村から保育の実施について委託を受けたときには、速やかに応じます。

9 利用の終了に関する事項

退所が月初めにかかるとう保育料納入に関係しますので、退所される場合は早めにお知らせください。その他、住所や連絡先等に変更があった場合は、直ちにご連絡ください。

10 緊急時の対応について

緊急連絡先を記入し、提出してください。

11 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。												
	<table border="0"> <tr> <td>消火器具</td> <td>有</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>誘導灯設備</td> <td>有</td> <td>消防機関へ通報する火災報知設備</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>ガス漏れ報知機</td> <td>有</td> <td>非常警報装置</td> <td>有</td> </tr> </table>	消火器具	有	自動火災報知設備	有	誘導灯設備	有	消防機関へ通報する火災報知設備	有	ガス漏れ報知機	有	非常警報装置	有
消火器具	有	自動火災報知設備	有										
誘導灯設備	有	消防機関へ通報する火災報知設備	有										
ガス漏れ報知機	有	非常警報装置	有										
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有												
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。												

12 要望・苦情等に関する窓口相談

当園ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者 主任保育士 長尾 恵理 ・苦情解決責任者 園長 小柳 和弘 ・電話番号 0944-52-7511 ・FAX 0944-32-8484 ・受付日時 月～土曜日 9:00～17:00
第三者委員	<ul style="list-style-type: none"> 内田 伸哉 (社会福祉協議会監事) 島崎 悦子 (社会福祉士)
その他苦情受付機関	<p>福岡県運営適正化委員会 092-915-3511</p> <p>福岡県春日市原町 3-1-7 クローバープラザ東棟 4階</p> <p>相談日：月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)</p> <p>9:00～17:00</p>

1 3 加入保険に関する事項

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	①日本スポーツ振興センター	②賠償責任保険	③保育園児等傷害保険
保険の内容	死亡見舞金	対人賠償	死亡、後遺障害（天災にも対応）
保険金額	3,000万円	1人・1事故10億円	113万円

1 4 虐待防止のための措置

- (1) 当園は、当園を利用する子どもの人権擁護・虐待防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。
- (2) 職員又は養育者による子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、大牟田市・児童相談所等、適切な機関に通報します。

1 5 当園におけるその他の留意事項

登園時間	9時までに登園してください。朝の活動が始まります。
欠席、又は遅れる場合	当日に欠席の連絡、又は登園が遅れる場合は、9時までにご連絡ください。
毎朝の体調の確認	お子様の体調を知るため、必ず記入してください。 3, 4, 5歳児⇒個人生活チェック表（緑ファイル） 0, 1, 2歳児⇒連絡帳
発熱がある場合	体温が、概ね38.0℃以上ある場合は、登園を控えてください。 又、登園後、概ね38.0℃を超えた場合、お迎えに来ていただく連絡をします。
感染症	別紙「病気についてのお願い」をご覧ください。
予防接種について	接種後の登園は、お控えください。
投薬について	・薬は、医師が処方し指示のもとに調剤したものに限りませう。 袋や容器には必ずクラスと名前を記載してください。 ・処方された薬には必ず「投薬依頼書」を添付してください。 ・使用する薬は当日分だけ持ってきて、必ず保育士へ手渡ししてください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

歴木保育所 園長 小柳 和弘